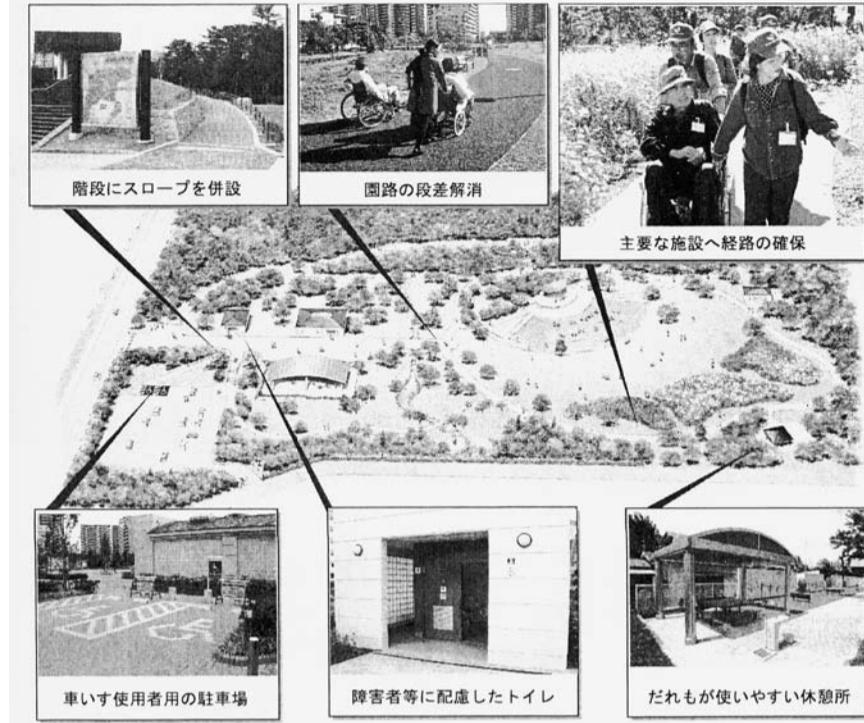
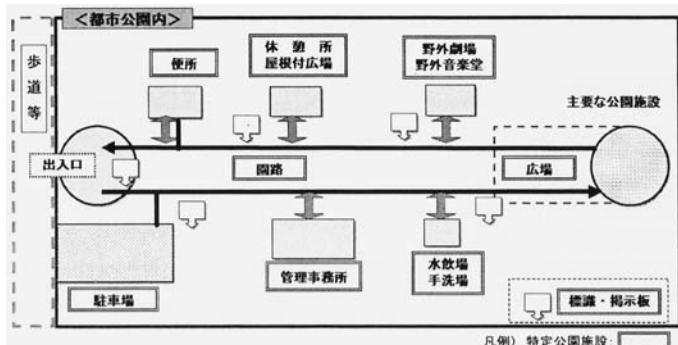
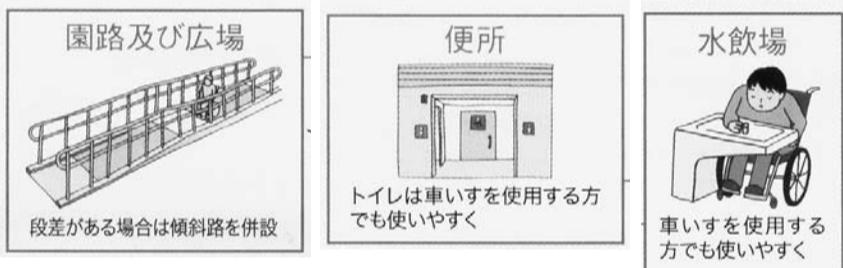


出入口からの主な公園施設への移動をはじめ、水飲場や便所、管理事務所などに円滑に移動できるような施設整備が義務付けられている



都市公園におけるバリアフリー化のイメージ



都市公園バリアフリー化緊急支援事業は、特定公園施設に対して、緊急に支援する

■ 特定公園施設

- | | | | |
|--|------|-------|--------|
| ①都市公園の出入口及び駐車場と特定公園施設、主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場 | ③休憩所 | ④野外劇場 | ⑤野外音楽堂 |
| ②屋根付広場 | ⑥駐車場 | ⑦便所 | ⑧水飲場 |
| ⑩管理事務所 | ⑪掲示板 | ⑫標識 | ⑨手洗場 |

新設時等に基準適合義務

■ 都市公園移動等円滑化基準

- 公園管理者等が特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準(都市公園移動等円滑化基準)に適合させなければならない。

<基準の例>

- | | |
|------|--|
| ○園路 | ・出入口(有効幅120cm以上、段差なし等) |
| | ・通路(通路幅180cm以上、縦断こう配5%以下等) |
| | ・傾斜路(有効幅120cm以上、縦断こう配8%以下、手すりの設置等) 等 等 |
| ○駐車場 | ・車いす使用者用駐車施設(施設数、有効幅350cm等) |
| ○便所 | ・車いす使用者の円滑な利用に適した構造を有すること 等 |

特定公園施設と都市公園移動円滑化基準

誰もが快適に生活できる
都市環境の形成が求められている

国土交通省の平成20年度都市公園・緑地保全等事業予算概要が1月に発表された「407号(2月10日)概要既報」。本号では、このうち、ポイントとなる5つの事業、7つの新規・重点事項に掲げられた「都市公園バリアフリー化緊急支援事業の創設」について、事業の背景や内容について紹介する。

目的

一般的・総合的なバリアフリーリー施策を推進するため、ハートビル法と交通法の統合・拡充による推進のための「基本計画」の作成。(2)施設設置者の講すべき措置、(3)重点、

一般的・総合的なバリアフリーリー化緊急支援事業は、バリアフリーリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえ、具体的な

都市公園のバリアフリー化率向上に関する目標を定め

た市町村において、緊急かつ計画的に都市公園のバリアフリ化を推進し、高齢者、障害者を含め、誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図るのが目的。

アフリーリー化を推進し、高齢者、障害者を含め、誰もが快適に生活できる都市公園のバリアフリ化率向上に関する目標を定めた市町村において、緊急かつ計画的に都市公園のバリアフリ化を推進し、高齢者、障害者を含め、誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図るのが目的。

バリアフリー新法

した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」として、平成18年6月21日に公布、12月20日に施行された。

法律は高齢者や障害者、

バリアフリーリー化を促進するとともに、こうし

た施設が集まつた地区にお

いて、重点的かつ一体的な

バリアフリーリー化を推進。あ

建築物のバリアフリーリー化を

推進するとともに、こうし

た施設が集まつた地区にお

いて、重点的かつ一体的な

バリアフリーリー化を推進。あ

進、(6)協定など――の6つ

の基本的仕組みで推進。

また、(3)重点・一体的な

実施では、市町村が都市公園など、高齢者や障害者など、利用する施設が集まつ

り、(4)協定など――の6つ

の基本的仕組みで推進。

このうち、講すべき措置

では、新たに整備する都市

公園のバリアフリーリー化の目標

を統合補助事業計画に定め

た市町村に対して、平成20

年度から5カ年間に限定し

て実施する。

事業は、都市公園等統合

補助事業において実施され

るが、バリアフリーリー化緊急

支援は、統合補助事業が対

象としている都市計画区域

内住民一人当たりの敷地面

積(10m² D.I.D区域は5

m²以上)と異なり、複数

の都市公園におけるバリア

フリーリー化のための施設整備

を、一人当たり公園面積に

円が計上されている。

なお、総合的なバリアフ

リーリー化の推進は、都市公園

事業だけではなく、国土交通

省全般で進められ、交通・

観光の拠点性が高い駅につ

いては、乗降客5千人未満

であっても段差の解消を図

るなど、移動の円滑化を推

進。予算減少が相次ぐ中、

平成20年度予算には、対前

年度比10%増の2530億

円が計上されている。

がができる。

これにより、小規模な都

市公園などにおいても、バ

リアフリーリー化を進めること

ができる。

かかわらず一括採択して、

緊急に支援するのがポイント。

ト。これにより、小規模な都

市公園などにおいても、バ

リアフリーリー化を進めること

ができる。

がができる。

ト。これにより、小規模な都

市公園などにおいても、バ

リアフリーリー化を進めること

ができる。

ト。これにより、小規模な都

総・支部 だより

各総支部・支部からの記事を紹介します



実施にあたっては、各ブロックの会員が協調体制をとつて行っています。これまでの5年間で10施設を実施し、特別養護老人ホーム、知的障害児施設、精神障害者施設、知的障害者施設など多様な施設に、社会還元事業の意義を実践してきました。

この事業は、平成14年に初めて実施し、「平素お世話になっている社会への恩

に、協会にと

つてもプラス

になる大きな期待が寄せら

れているからです。

公益法人のあり方として、「地域のかかわりは非常に重要な大切なことだ」と言われてい

ますが、地域

の拠点である社会福祉施設の緑と環境の管理にかかる

ボランティアは、その意義

をまさしく実践で示してお

り、大きな影響力を持つと思慮され、活動のアピール

という面でも効果が大きいと想像できます。

さらに、緑化や環境管理

の大切さが広く知られるこ

とは当支部・協会の本分で

ありますので、当該施設

により、両団体の会員企業

121社は大規模災害が発

生したとき、29カ所の県営

公園等が避難場所や防災活

動拠点として利用できるよ

う、応急対策業務を実施す

ることになりました。

この基本協定を受けて、

会員企業が災害の時に動員

できる人数や連絡網、確保

できる車両・重機などを一

括りに取りまとめ、平成19

年7月に11カ所の県土整備

見表に取りまとめ、平成19

年7月